

いじめに関する指導の方針

アグアスカリエンテス日本人学校

1 はじめに

学校におけるいじめの問題は、日本のみならず世界的に大きな社会問題となっています。いじめを原因とする児童生徒の情緒不安や不登校の増加、さらには自殺といった痛ましい事件にまで発展しています。こうした状況を背景に、文部科学省は、「いじめ問題への取組の徹底について」と題する通達を出し、各都道府県の教育委員会に対し、いじめへの取組の徹底を指示しています。また、平成25年6月には、「いじめ防止対策推進法」が公布されています。本校ではいじめを教育の根幹に関わる問題と位置づけ、教職員のいじめに対する意識を高めると同時に共通理解を図り、日々の教育の実践を通していじめの問題に取り組んでいます。

2 いじめとは

文部科学省は、いじめを「児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義しています。これは具体的に次のように理解されています。

- (1) 「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級やクラブの者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、何らかの人間関係のある者を指します。
- (2) 「心理的な攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的ではなくとも、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含みます。
- (3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品を要求されたり、物を隠されたりすることなどを意味します。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ってなされます。理由がどうあれ、いじめは決して許されない行為だからです。

一方、いじめの原因、背景は複雑で多岐にわたり、その解決は容易ではありません。また、いじめの問題は学校だけで解決できるものではなく、家庭および現地邦人社会が連携して問題解決に取り組む必要があります。

3 本校でのいじめへの対応

(1) 予防的措置

本校では、「豊かな心を持つ子ども」の育成を教育目標のひとつとしており、日頃より学校生活の中でいじめの問題に取り組んでいます。

- ・ 道徳教育におけるいじめの問題への積極的な取組
- ・ 児童生徒が素直に何でも言える学級づくり
- ・ 児童生徒がお互いをよく知り合える学級づくり
- ・ 学年の枠を超えた活動を通して「思いやりの心」を育む取組
- ・ 教職員間におけるいじめに関わる情報の共有化と連携の徹底
- ・ 児童生徒会によるいじめ問題への積極的な取組
- ・ 定期的な学級での記述調査による実態把握

(2) 児童・生徒指導

いじめの原因を調査し要因の分析を行うと同時に、いじめの「加害者」に対しては毅然とした態度で指導を行います。また、被害者に対しては総合的な支援を行います。また、いじめに気づいていながら傍観している

者、見て見ぬ振りをする者も、いじめを促進する役割を担っている者として、実態に即して指導を行います。いじめに対する指導の在り方は個別のケースで異なりますが、何れの場合も、教師は該当する児童生徒から十分に話を聞き取り、児童生徒の目線でものを見たり、考えたりするように努めます。

- ・学校は不確かであっても、いじめの兆候を察知したとき、必ず家庭に確認のための連絡をします。また、いじめの兆候（ふさぎ込む、学校へ行くのを嫌がる、傷が増えたなど）をいち早く察知できるように、日ごろより家庭との緊密な連携に努めます。
- ・学校はいじめの事実が確認された場合、家庭訪問等を行い、本人・保護者から丁寧に聞き取りを行います。
- ・学校はいじめの加害者および被害者の話を聞き、解決を図るべく、加害者に対しては断固とした教育的指導を行います。指導にあたっては、生活指導部を中心に十分に話し合いを行うほか、学年部会と連携するなど、適切な体制をとって臨みます。また、加害者および被害者、双方の保護者との連絡を密にし、協力して問題の解決にあたります。
- ・学校からの指導で改善が見られず、いじめがくり返されるような場合、学校は速やかに関係保護者・児童生徒との面談を実施し、問題の解決にあたります。また、校長はその経過を理事会に報告し、場合によっては理事会と相談の上、加害者に出席停止等の措置をとることがあります（本学は、理事会運営による私立学校であり、理事会が管理運営責任を負っています）。

4 問題発生時の連絡・指導体制

問題発生時に速やかに対応するため、本校では以下のような手順で、報告・連絡・相談を行い、指導にあたっています。

